

## 中央建設業審議会総会

2023年4月18日

【事務局（児玉）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、マスクの着用につきましては、それぞれ自然体でお願いできればというふうにご考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら事務局にお申しつけいただければと思います。

また、報道関係者の皆様におかれましては、冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の長橋から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【長橋不動産・建設経済局長】 不動産・建設経済局長の長橋でございます。中央建設業審議会総会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙の折、御出席を賜り、どうもありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃より国土交通行政全般にわたり、御理解、御協力をいただいておりますことをこの場を借りまして御礼を申し上げたいと思います。

本審議会は、昨年6月以来の開催となります。審議会開催時は、毎回、建設産業を取り巻く諸課題につきまして熱心に御議論いただいておりますけれども、特に前回の審議会総会におきましては、昨今の建設資材の急激な価格変動などに対応するための契約の在り方ですとか、あるいは労務費を適正に確保するための方策などにつきまして、委員の御意見をいろいろいただいたところでございます。

そうした御意見も踏まえまして、昨年8月に有識者の先生方から成ります持続可能な建設業に向けた環境整備検討会を立ち上げまして、今後の必要な施策の方向性につきまして

検討を行ってきたところでございます。

本日の総会では、この後、この検討会の提言内容など、最近の建設業行政を巡る状況につきまして、御報告もさせていただきたいと思いき、今後の制度の具体化に向けた今後の検討の進め方についても御議論をいただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、ぜひとも忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

冒頭、私の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（児玉）】 ありがとうございます。

議事に先立ちまして、前回の開催以降に委員の御交代がありましたので、新たに就任された委員の御紹介をさせていただきます。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役会長の久保哲夫委員です。

【久保委員】 久保でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（児玉）】 全国建設労働組合総連合書記次長の小倉範之委員です。

【小倉委員】 小倉でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（児玉）】 東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員建設工事部担当大規模切換工事担当の小山宏委員です。

【小山委員】 小山でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（児玉）】 公認会計士の鈴木真紀江委員です。

【鈴木委員】 鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（児玉）】 独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長の渡邊美樹委員です。

【渡邊委員】 渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局（児玉）】 また、島田市長の染谷絹代委員、慶應義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員、山形県知事の吉村美栄子委員より、御欠席の連絡を頂戴しておりますことを御報告申し上げます。

これより議事に入らせていただきますが、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮いただきます。

それでは、まず、前回の中央建設業審議会以降、委員の改選がございましたので、建設業法第38条第1項及び第3項の規定に基づき、委員の皆様により会長及び会長代理の互選をいただく必要がございます。

最初に、会長の互選を行いますが、委員の皆様から御推薦がございますでしょうか。

宮本委員、お願いします。

【宮本委員】 僭越ではございますが、お一方、御推薦を申し上げたいと思います。

新しい中央建設業審議会の会長には、経団連の委員会である都市・住宅政策委員会委員長に就任しているなど、国土交通行政への理解度が深く、また、金融の専門家として豊富な経験と卓越した見識を有し、信託協会会長や全国銀行協会副会長を歴任され、現在は株式会社三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の取締役会長として、政府機関、産業界、学会、地方自治体の各方面に幅広いネットワークをお持ちでいらっしゃいます大久保哲夫委員に御就任をお願いするのがよろしいのではないかと存じます。

【事務局（児玉）】 ただいま、宮本委員から、大久保哲夫委員を御推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（児玉）】 それでは、全会一致で大久保哲夫委員が会長に選出されました。

会長より、一言御挨拶をよろしく願いいたします。

【大久保会長】 ただいま中央建設業審議会の会長に選任をいただきました大久保でございます。

本中央建設業審議会は、発注者、そして受注者、学識経験者より成る中立的な機関として、入札契約などに関し、具体的な基準等の作成や勧告を行う重要な役割を担っておりますので、委員の皆様方におかれましては、ぜひ幅広い観点から御意見を頂戴できればと考えております。議論が活発かつ円滑に行われますよう、審議会の運営に努めてまいりますので、委員の皆様方には、御協力をよろしく願いいたします。

【事務局（児玉）】 ありがとうございます。

それでは、これより議事の進行は大久保会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大久保会長】 それでは、引き続きまして、議事（２）会長代理の互選を行います。

会長といたしましては、法律の専門家として豊富な経験と卓越した見識を有されており、上智大学法学部の教授であられる楠茂樹委員にお願いするのがよろしいかと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大久保会長】 それでは、御異議がないようでございますので、楠茂樹委員に中央建設業審議会の会長代理をお願いしたいと存じます。

楠委員から、一言御挨拶をお願いいたします。

【楠会長代理】 　　ただいま中央建設業審議会の会長代理に選任いただきました楠と申します。

大久保会長の下、当審議会の会長代理の職を誠実に努めてまいりたいと思います。委員の皆様方の御協力をよろしくをお願いいたします。

【大久保会長】 　　ありがとうございました。

続きまして、議事（３）の最近の建設業を巡る状況について、事務局より御報告をお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 　　国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業政策企画官の御手洗と申します。

私のほうから、資料１に基づき御説明させていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

まず、建設業を巡る概況といたしまして、公共事業関係費でございます。お手元の資料、２ページを御覧ください。

こちらは国土交通省関係の公共事業の予算の額の推移でございますけれども、近年におきましては、当初予算については、おおむね横ばいで推移してございまして、それに、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策、５か年加速化対策が加わっているといった形で、必要な所要額を確保させていただいているというところでございます。

そうした状況の中、大きく３つ、建設業を巡る課題があると考えてございます。すなわち、賃金引上げ、資材価格高騰、働き方改革でございますけれども、それぞれにつきまして、概況と、これまでの国土交通省の取組を御説明させていただきます。

資料、４ページを御覧ください。

賃金引上げの関係でございますけれども、本年３月から、公共工事設計労務単価、改定されたものにつきまして、昨年比プラス５．２％となっております。５ページを御覧いただければと思いますが、１１年連続の上昇となっております。１１年前から比べまして６５．５％上昇しているというところでございます。

翻りまして、６ページを御覧いただければと思いますが、こちらは厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の調査でございますけれども、事務職の方も含めた建設業での賃金につきましては、同じ１１年で見るときに、過去１１年で２５．４％の伸びとなっております。設計労務単価の伸びに比べまして、賃金として支払われている部分はまだ追いついていない

のではないかと現状でございます。

そうした中で、7ページ、8ページを御覧いただければと思いますが、今、政府全体で賃上げに向けて取り組んでいる中で、2月の物価・賃金・生活総合対策本部におきましては、岸田総理より、斉藤国土交通大臣に対しまして、設計労務単価の引上げが現場に着実に届けられて、企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるようにといった指示を頂戴してございまして、それも受けまして、先月末、3月29日に、大臣と建設業主要団体の意見交換会を行わせていただきました。その際に申合せといたしまして、技能労働者の賃金が、本年、おおむね5%上昇することを目指して関係者が可能な取組を進めること、そして、働き方改革といたしまして、週休2日の確保などにより工期の適正化に取り組むことを申合せさせていただいているところでございます。

そうした状況に対しまして、国土交通省といたしましては、9ページになりますけれども、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の取組といったようなことを行わせていただいております。

例えば、10ページ以降にございますけれども、低入札価格調査基準の計算式の改定ですとか、ダンピング算定式の設定水準の都道府県、市町村での取組状況についての見える化などを行わせていただいております。

一方で、今度、技能者の方に着目いたしますと、13ページでございますけれども、技能者の方々の経験が適切に反映されていくようにということで、現在、建設キャリアアップシステムの普及促進に取り組んでございます。こちらにつきましては、全建設技能者数が約300万人いらっしゃるのところ、3分の1強の114万人の方に御登録いただいております。

14ページ、15ページにございますけれども、CCUSのさらなる普及に向けた重点的な取組を行わせていただいたりですとか、各企業様におかれても、CCUSのレベルに応じて別途手当を支給いただくなどの取組を行っていただいているところでございます。

加えまして、こういったことを処遇改善につなげるための取組といたしまして、16ページでございますけれども、レベル別に評価された場合の賃金目安を示すことによりまして、CCUSの能力評価が賃金に反映される方策について、現在、国土交通省で検討しているところでございます。

このように、地方公共団体の取組ですとか、CCUSを使った技能者の方々の経験の反映ですとか、そういった形で賃上げの取組を行ってきたところでございます。

つづきまして、2つ目の柱は資材価格の高騰の関係でございます。

18ページを御覧ください。

皆様御案内のとおり、上昇については一服しつつございますけれども、引き続き、各種資材については高止まっているという状況が続いているところでございます。

そうした中で、19ページでございますけれども、建設資材価格の高騰が適切に価格転嫁されていくために環境整備の取組を進めてございます。

具体的には、公共発注者・民間発注者・建設業団体に対しまして、公共であればスライド条項等の適切な設定・運用ですとか、民間であれば必要な契約変更の実施等を要請させていただいております。

また、公共発注者のうち都道府県、市町村に対しましては、資材単価の設定状況についての見える化ですとか、適切な予定価格の設定、スライド条項の適切な運用等につきまして働きかけを行わせていただいたところでございます。

また、こうした実際の動きを見ていくために、受発注者間、元請下請間における請負代金の契約締結状況につきまして、国交省としてモニタリング調査なども行わせていただいているところでございます。

そうした取組の進捗でございますけれども、例えば、スライド条項に関しましては20ページを御覧いただければと存じますが、市町村がまだ3割程度の導入となっておりますけれども、おおむね進んできているということであり、21ページを御覧いただければ、都道府県の材料単価の設定状況につきまして、昨年5月から昨年10月にかけて、20団体程度、物価の単価の設定状況の更新頻度が上がってきているといったような状況にございます。一方で、まだ追いついていないところ等々につきましては、引き続きの働きかけを行っていきたいと考えてございます。

翻って、主に民間工事の関係でございますけれども、24ページを御覧ください。

昨年12月に公正取引委員会が実施されました緊急調査の結果が公表されてございます。この資材価格の高騰に関する価格の転嫁につきまして、大きく2点、指摘がございました。1点目は、発注者が積極的に協議の場を設けることが適切であるという点、もう1点につきましては、受注者のほうから価格変更の申出があった際に、価格転嫁しない場合であっても、その理由を形に残る方法で伝えることが適切であるといったような点が示されました。

加えまして、下にございますけれども、緊急調査の中で、建設業の関係も総合工事業という形で取り上げられてございまして、発注者・受注者、さらには資材メーカーのところまで

含めたサプライチェーンにおいて要請が滞っている可能性があるといったような指摘を受けているところがございますので、先ほど申し上げましたモニタリング調査等も通じて、引き続き見ていきたいというふうに考えてございます。

そして、3つ目の柱が働き方改革の関係でございます。

28ページを御覧ください。

これも皆様御案内のとおりかと思えますけれども、建設業の就業者数、長期的には右肩下がりとなっております。加えて、現在、3割以上の技能者の方が55歳以上、逆に29歳以下の方は1割といった形で高齢化が進行してございまして、持続可能性を確保するためには若手の方の入職を図っていく必要がございます。

そうした中で実際にやっていくためには、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要でございますが、現状においては、30ページを御覧ください。

年間の出勤日数、実労働時間、平均的な休日の取得日数等々を見たときに、他産業に比べて、まだ取組が追いついていないといったような現状にあると認識してございます。

加えまして、31ページでございますけれども、来年の令和6年4月より、時間外労働規制の改正が新たに適用されることとなります。この中では、従前は36協定を結んだ場合は、協定で定めた時間まで時間外労働が可能とされておりましたが、36協定を結んだ場合であっても、年間720時間までの残業までしか認められず、違反した場合については使用者に罰則がかかるといったような改正がございます。

先ほど申し上げました労働時間、労働日数の話に加えて、こうした時間外労働規制についての対応も考慮に入れながら働き方改革を進めていく必要があるというふうに認識してございます。

それに対してのこれまでの取組でございますが、32ページを御覧ください。

令和元年、前回に建設業法等、新・担い手3法を改正させていただきました際に、一番左側でございますけれども、発注者の責務、受注者の責務を明確化することに加えて、工期の適正化といたしまして、この中央建設審議会におきまして工期に関する基準を作成いただき勧告いただくこととしてございます。

こちらにつきまして、公共では率先的に取り組むとともに、民間工事においても、これを考慮に入れた工期設定をお願いさせていただいているところがございますが、今度適用されます時間外労働規制の対応といたしまして、34ページを御覧ください。様々、今年度、取組を行っていく予定でございます。

具体的には、まず、右側の民間発注者、建設業団体向けでございますけれども、制度の周知を行わせていただくとともに、労働基準法を所管されております厚生労働省と連携いたしまして、都道府県単位の労働局の協議会ですとか、労働基準監督署単位で行われる説明会、こちらに地域地域の建設業団体、発注者の方々、地域の経済団体の方々が入られますけれども、こちらで私どものほうから、制度の概要ですとか、留意すべき点ですとか、問合せ先ですとか、そういったことを具体的に御説明させていただきまして働きかけを行っていく予定でございます。

また、厚生労働省と連携いたしまして、発注者、元請の方々に対してのモニタリング調査という形での注意喚起も行っていく予定でございます。

公共工事におきましては、35ページを御覧いただければと思いますけれども、今年度から原則として週休2日で工事が発注されることとなりますが、それに応じた取組といたしまして、週休2日を標準とした共通仕様書ですとか基準類の変更、工期設定の適正化、柔軟な休日設定、あとは経費補正の検討ですとか、他の公共発注者の方と連携した一斉閉所の取組などを拡大していくといったことを順次実施させていただいているところでございまして、地方公共団体の発注工事におきましても、同様に工期設定ですとか、週休2日の確保に向けた取組をお願いさせていただいているところでございます。

そうした中で、少し飛びますけれども、46ページを御覧ください。

これは令和3年度の数字になりますけれども、週休2日、都道府県単位で見たときの工事の発注状況を見たときに、まだまだ都道府県ごとにばらつきがございます。

また、その次のページ、47ページを御覧いただければと思いますが、工事の平準化につきましても、都道府県では大分進捗してございますけれども、市区町村を見たときに、まだまだこれからという部分もございますので、引き続き、国土交通省として地方公共団体への働きかけも強めてまいりたいと考えてございます。

今、御説明申し上げました大きく3つの柱、賃上げ、資材価格高騰、働き方改革といった課題がございますけれども、それに対応した今後の施策検討につきまして、49ページを御覧ください。

昨年夏から今年の3月29日までにかけてまして、持続可能な建設業に向けた環境整備検討会で、有識者の皆様に、今後の方向性について御議論いただきました。

その具体の提言につきまして、50ページに概要を掲載させていただいておりますけれども、大きく2つございまして、1つには、請負契約の透明性を高めることで適切なリス



ク分担と価格変動の対応を目指すこと。

もう1つといたしましては、低価格競争ですとか、著しく短い工期の請負契約を制限することによりまして、品質で競う新たな競争環境を確保して、建設業全体の持続的発展を目指すといった方向性をいただいております。

具体的には大きく3つ柱がございますけれども、1つ目の柱は、協議プロセス確保による価格変動への対応ということで、請負代金変更のルールの特明確化を法定できないか。

また、見積り時、契約締結前に、受注者から注文者に対して様々なりスクについての情報提供を義務化できないか。

加えて、透明性の高い新たな契約手法が検討できないかといった御提言をいただいております。

2つ目の柱といたしましては、賃金行き渡り・働き方改革への対応といたしまして、労務費を減少するような低価格競争を防止するために、受注者側に不当廉売行為を制限できないか。

また、そのために、廉売行為の基準となるような標準労務費につきまして、中央建設業審議会のほうから勧告いただくといったような制度設計ができないか。

下請の方による賃金支払いのコミットメント(表明)をしていただいで契約をするようなことができないか。

また、先ほど御紹介いたしましたCCUSによるレベル別の年収の明示といったことができないかといったところで賃金の行き渡りについての御提言をいただきましたとともに、働き方改革への対応といたしまして、受注者が著しく短い工期で請負契約を結ぶことを制限してはどうかといった御提言をいただいております。

3つ目の柱は、これらの横串となる実効性の確保に向けた取組といたしまして、施工管理につきまして、ICTをもっと活用していつて適時適切な把握を可能とするですとか、将来的には、賃金支払いの実態についても確認していくことができるような仕組みを構築してはどうかといった御提言ですとか、その他には、許可行政庁、国、都道府県といったところが、民間事業者も含めてアプローチしていけるように、情報収集ですとか、その公表ですとか、「警告」、「注意」といったことができるようなことを、組織体制を含めて整備していくといったような御提言をいただいております。

こうした現下の問題ですとか、これらの御提言の内容も踏まえて、今年度、様々な制度改正について検討していければと思っております。まずは、本日の中央建設業審議会で委

員の皆様から御意見をいただければと思っております。

加えて、最後になりますけれども、制度改正という論点でもう1点ございます。

51ページを御覧いただければと思いますが、規制改革の関係でございます。

建設業の現場におきましては、一定の請負契約以上になりますと、専任で技術者を配置いただくことになってございますけれども、担い手の確保ですとか、生産性の向上といった観点から、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、その技術者の配置・専任要件について必要な見直しを行う。

また、技術者の資格要件についても見直しを行うということが、昨年の規制改革実施計画で位置づけられてございまして、閣議決定されてございます。

このうち、53ページを御覧いただければと思いますが、その選任の要件の必要な上限額につきましての引上げは既に行っておりますが、遠隔施工管理、すなわちICTの活用によって、技術者の兼任のようなものを認めていっていいのではないかとしたことにつきましては、制度改正としてまだ残っておりますので、今回の制度改正に盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

以上、私からの説明は以上でございます。お聞き苦しい点がございましたことをお詫び申し上げます。ありがとうございました。

**【大久保会長】** 御説明ありがとうございました。

ただいま、賃上げ、資材高騰、働き方改革といった建設業を巡る様々な環境変化と、そうした大きな流れの中でどのように対応してきて、今後どう対応していくか、に関して御説明をいただきました。

ただいまの説明について、非常に幅広い分野が含まれておりますが、皆様方から御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、宮本委員、よろしく申し上げます。

**【宮本委員】** 状況の御説明をいただきまして、大変ありがとうございました。日本建設業連合会の会長の宮本でございます。今御説明になった状況などについて、思うところを4点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目は、賃金引上げに向けた取組についてであります。

公共工事設計労務単価を11年連続で、また、主要職種で5%、全職種で5.2%と大幅に引き上げていただいたことに対しては、まずは感謝を申し上げたいと思います。

日建連といたしましては、ただいま御説明のあったとおり、先日の斉藤大臣と建設業団体

との意見交換会での申合せを踏まえ、資材高騰や民間建設市場における競争激化など、厳しい状況下ではありますが、本年は、技能労働者の賃金がおおむね5%上昇することを目指し、会員各社に周知徹底を図ったところでございます。

私たちは、労務単価の引上げと、技能労働者のさらなる賃上げという好循環を継続していかなければならないと考えています。日建連では、引き続きこの好循環が維持されるよう、労務費見積尊重宣言に基づき、技能労働者の適切な賃金引上げが可能となるような労務費の支払いを進める努力を続けてまいります。

あわせて、その労務費が技能労働者の皆さんにしっかりと行き渡るよう、元請として、一次下請はもちろん、二次以下の下請の皆さんにもお願いをすることとしております。

2つ目は、建設キャリアアップシステムについてです。

登録技能者数は、3月末時点で114万人を超え、3分の1以上の技能者が加入するまでに普及してまいりましたが、あくまでも道半ばだと考えております。さらなる普及のために、日建連では、引き続き数値目標を設定し、会員一丸となって取り組んでまいります。国土交通省が明示された令和5年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施の目標年度が到来いたしましたので、政府におかれましては、公共工事におけるCCUSの義務化の実現や、地方公共団体、関係団体等へのより一層の御指導をお願いいたします。

加えて、技能者の処遇改善につなげるために、CCUSのレベル別賃金目安を示されるとの御説明がありましたが、そのためには能力評価による色つきカードの普及促進が不可欠であります。国土交通省におかれては、技能者の能力評価の普及を早急に進めていただくとともに、事業者に対するメリットについても専門工事企業の施工能力等の見える化、評価制度の取組を加速させていただきますようお願いいたします。

3点目は、働き方改革等の推進についてです。

いよいよ罰則付時間外労働規制の建設業への適用まで1年を切りました。この規制をクリアできなければ、建設業界全体の大きなイメージダウンを招き、若年層の入職者数及び定着率の低下にもつながりかねません。この規制をクリアするためには、これまで進めてまいりました建設現場での週休2日、とりわけ4週8閉所の実現が欠かせません。まずは来年度から働き方改革を推進するために、直轄土木工事業務の積算基準等を改定していただいたことに感謝を申し上げますとともに、地方公共団体への御指導をよろしくお願いいたします。

日建連においても、今般、2023年度時間外労働削減取組方針を定め、改正法が定める

水準を目標とし、全会員会社を対象に、3か月ごとの実態調査を実施するとともに、適正工期について、会員会社が発注者と協議するためのリーフレットを作成し、周知活動を強化しています。

さらに、大臣との意見交換会で申し合わせました4週8閉所等の確保などによる工期の適正化につきましては、今後、具体的な検討を進めてまいります。これらの取組には、発注者様の御理解が不可欠であります。私どもといたしましても、発注者に理解を求め、適切な契約に努めてまいります。国土交通省をはじめ政府におかれましても、発注者、特に民間の発注者に対し、建設業における働き方改革の重要性と適正工期の確保の必要性を周知指導していただきますようお願いいたします。

4つ目は、先ほどお話のありました持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言についてです。

昨年夏から検討が行われてまいりました本検討会では、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスク分担と、価格変動への対応を目指すとの提言が取りまとめられました。その具体的な内容として、昨年6月の本総会におきまして、私のほうから問題提起をさせていただきました民間建設工事標準請負契約約款の利用を基本とすることや、不当に低い請負代金を禁止する条項違反への勧告対象を民間事業者に拡大することなどが盛り込まれています。

また、それらに加えて、賃金の行き渡りや働き方改革への対応など、建設業が将来にわたって持続可能となるよう、多面的な観点から有意義な御提言をいただいたと考えております。

今後、詳細な検討が進められ、必要な事項については制度化を進めていただきたく、よろしく願い申し上げます。私どもも引き続き御協力を申し上げていきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

**【大久保会長】** ありがとうございます。

ただいま、宮本委員から4点、賃金引上げ、建設キャリアアップシステムのさらなる活用、働き方改革への対応、そして、持続可能な建設業に向けた提言に関して、幅広くお話を承りましたが、これに関しまして、事務局のほうから特によろしいですか。

それでは、岩下さん、お願いします。

**【岩下建設業課長】** ありがとうございます。いただいた御意見をしっかり承って取り組

んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

【押味委員】 すみません。続けてお話をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【大久保会長】 よろしくお願ひします。

【押味委員】 日建連副会長で、今、土木本部長を仰せつかっております押味と申します。誠に僭越ではございますが、宮本会長に少し付け加えさせていただければありがたいと思ひます。申し上げたいと思ひます。

まずは、とにかくこの持続可能な建設業に向けた環境整備検討会を発足していただきまして、これの体制で、いわゆる契約約款についても話をまとめていただくようになりましたこと、そのこと自身にまず感謝申し上げたいというふうに思ひます。

私どもは、今回の資材の高騰あるいは労務単価の賃上げも含めました高騰に関しまして、全ての発注者の御理解をいただけるよう実態調査を進めておりまして、毎月のように資料を提供して、しかも、その内容を各日建連の会員各社が担当されるお仕事の関係での打合せができるように、今、お願ひを申し上げて、私どもの現状の難局を何とかみんなでクリアしていこうということでやらせていただいております。そういったことに関しまして、まず、私どもが実効性のある契約ができるようなお話が進められていること、先ほど申し上げたように、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、公益的な事業を実施する民間企業に対しては、中央建設業審議会から、公共工事の標準請負契約約款を用いることが勧告されておりますが、十分な検討をしていないということ、また、公共工事においては、スライド条項の適用基準がまだ市区町村にも十分浸透していない面もありますので、これも含めて、私ども努力をしてまいりますので、引き続き、御支援をいただきますよう、まず、第一にお願ひを申し上げたいというふうに思っております。

次は、検討会で議論になりました建設業の重層下請構造について少しお話をさせていただければと思ひます。

重層下請構造そのものは、工事内容の高度化や専門化に対する分業の制度として進展をしてきたことがある一方で、受注環境に応じた業務量の増減を調整する安全弁みたいなことで、さんざん私どもの周りにそういうことが普及してきました。

一方で、中間コストが発生して労務費にしわ寄せがいくという傾向があるなど、負の側面

も多くありまして、日建連では、2014年に取りまとめた建設技能労働者の人材確保育成に関する提言において、下請次数については、可能な分野で、原則二次以内を目指すということをお申し合わせております。

目標を達成すべく取り組んでいたところでございますが、私どもも、この二次までというところを本当にみんなで進めていこうということをお申し合わせておまして、賃金の行き渡りを徹底させるよう、引き続き、この重層化の改善に努めていきたいというふうに思っております。

最後に、管理技術者等の専任制度に関する見直し方針について申し上げたいと思います。

建設業においては、1億円未満の工事には、自然災害の応急復旧や、急なトラブル対応など、発注者からの突発的な依頼や対応も多いことから、専任が不要で、上限額の引上げや兼任制度の新設は、社会経済活動を円滑に進める上でも大変効果があり、建設業界にとって有効なことだと思っております。

また、兼任制度につきましては、品質確保に懸念が生じることのないよう、ICT技術による現場の遠隔管理に加え、信頼できる一定の実務経験者を有する連絡要員を設置するなど、適切な体制を確保することを前提に検討を進めていただきたいと思います。

なお、今後、兼任が可能となる請負金額の引上げについても、ぜひ御検討いただければ大変助かるということでございます。

私からは、以上、3点を付け加えさせていただきました。誠に僭越でございますが、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

【大久保会長】 押味委員、ありがとうございました。

今の御発言に関しては、特によろしいでしょうか。

それでは、ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

【土志田委員】 よろしいでしょうか。

【大久保会長】 はい、お願い致します。

【土志田委員】 私は、全国中小建設業協会会長の土志田と申します。常日頃、大変お世話になっております。また、本日は、最近の建設業を巡る状況について、大変丁寧な御説明をいただきまして、誠にありがとうございます。

先月末、国交省の持続可能検討会での有識者会議の成果を踏まえ、そしてまた、3月29日に開かれました斉藤大臣と建設4団体の長との意見交換会を踏まえて、この場に臨ませていただいております。

長橋局長様からは、そのときに、キーワードはパートナーシップだという、とてもありがたい御発言をいただいて、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。感謝申し上げます。

私ども全国中小建設業協会、全国各地に散らばっております中小建設業者は、その地方地方の県、市、町からの発注工事に依存しているのが実態でございます。特に政令市を含めた市町においては、発注者側に、受注者をパートナーという見方をする発想はなく、いまだに昔ながらの発注者万能主義がまかり通っております。非常に片務的な関係がいまだに構築されているところを御理解いただきたいなと思います。

そういう中で、公共調達の考えの中にあります、よいものをより安くという考え方は基本的に間違っていないと思うのでありますが、中には安ければいいという考え方の発注団体もあるということをぜひ御理解いただいて、もうそういう時代ではない、いいものは安くは造れないという時代なんだということを御理解願えるようなことでなければいけないのかなと、こんなことで公共発注をやっているから、この業界に人が入ってなくなるのであると、ここで言葉を強くして申し上げたいと思っております。

まず、担い手を確保するためには、公共工事こそ景況感に左右されない仕事量と継続性を確保していただくことが重要ではないかなというふうに思います。そうすることで初めて賃金水準を確保できる、担保できるということだと思います。そういうことになってくれば、入職者も当然のごとく増えてくるのではないかなというふうに思います。

そのためには、適正な契約、適正な工期、適正な利益が約束されなければなりません。例えば、入札で100円のを今は80円、90円でのダンピング競争を強いられている。これを100円のを95円以上での競争ということになれば、ダンピングが排除されて、入札環境が変更されれば、若者もこの業界に戻ってくるのではないかなというふうに強く信じているところでございます。

ぜひとも受発注者間のパートナーシップ、信頼関係の再構築をすることが、私は今の時期、何より大切だと思っております。そういう中で、直轄工事はすでに本当にしっかりとやっただけにありますが、地方自治体に関しては、まだまだ30年前、40年前の感覚で我々受注者との関係が脈々と続いている、ぜひとも地方自治体に指導強化をできるような審議会になっていただければありがたいなと思って発言をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【大久保会長】 土志田委員、ありがとうございました。

ただいまパートナーシップの話がありましたが、今後の在り方に向けて、この審議会も含めて、しっかりと議論をして、実効性あるものにしていきたいと考えております。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、山口委員お願い致します。

**【山口委員】** 電設工業協会の山口でございます。

電気設備あるいは空調設備、衛生設備は、御案内のとおり、建築の工程の中の後工程を担当している工事でございます。前工程での工程の遅延でありますとか、あるいは設計変更等がございますと、現実の問題として、後工程である私どもの工事が、竣工期が変わらない限りにおきましては、非常にピークがたってしまうということは、これは現実的に避けられない性格の仕事でございます。既に適正な工期の基準等におきまして、こうしたものに対する是正が少しずつは進んでおりますけれども、現実の問題といたしましては、なかなか完全に避けられる問題でもなく、2024年の問題に対して、まだ道半ばというのが実態でございます。

今回の持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の御提言の中で、契約の適正化でありますとか、現場における責任の所在あるいは役割の明確化、施工に関する品質の確保といったような提言をお示しいただいておりますけれども、こうしたことがこれまでの施策の実効性をさらに高める形になるというふうに期待しております。

ぜひ必要なものは制度化する、あるいは制度化に至らないものはガイドライン化するとか、あるいは、既に国交省様も展開されておられますけれども、いろいろな形での理解活動等をぜひ進めていただき、こうした既にいろいろ手を打ってきている施策が実効性の高いものになって、文字どおり持続可能な建設業になることを期待しております。よろしく願いしたいと思います。

あわせて、この制度、あるいはガイドライン等がリリースされた後の実態についてもぜひモニタリング等を定期的にしていただきまして、いわゆるPDCAがしっかり回って、より実効性の高いものになっていくように、ぜひ仕組み化を検討いただければと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

**【大久保会長】** 山口委員、ありがとうございました。

山口委員からは、制度をつくった後のモニタリングやPDCAをしっかり回していくということで実効性を高めるというお話をいただきました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。



奥村委員、よろしくお願いいたします。

【奥村委員】 全国建設業協会、奥村でございます。

先ほど日建連さんのほうから御要望等ありましたが、全国建設業協会としましても、それぞれ重複しているところです。

私のほうから1点、設計労務単価を11年連続引き上げていただきまして、それに関しましては大変感謝いたしているところでございます。昨年は労務費をおおむね3%の引上げ、今年度に関しましては5%引上げようということで、申合せが先ほど行われたところです。

この5%の引上げに関しまして、私が感じているところですが、現状では、なかなか民間発注者の皆さんの理解が得られていないというふうに思います。官民が連携して、現状でまだまだ低い労務単価を、労務賃金を、これを何とか製造業等に追いつけるために、今、何とか追いつけるための5%引上げということ、世間では、何か官民連携して勝手なことをやっているというふうな受け止め方をされているところも感じますので、ぜひそのところは、私どももしっかりと説明責任を果たしていきたいと思いますので、御関係の皆様方の御支援、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【大久保会長】 奥村委員、ありがとうございました。

ただいま官民連携の重要性ということに関してお話がございました。

それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

岩田委員、お願いします。

【岩田委員】 建専連の岩田です。

先ほどからもお話がございましたけれども、仕事の量によって請負の価格が上下するというような環境では、安い業者が横行して、安ければいいというような発注がいまだにあるということを土志田会長がおっしゃっておられましたけれども、この環境整備検討会の提言書を見させていただきまして、下請ダンピングといいますか、安ければいいということ、ことで不当に下げていくという行為を制限するということについては、大いにありがたく感謝申し上げたいと思います。

それによって賃金を引き上げようと、職人を確保して育てようというしっかりとした優秀な企業が生き残っていける環境になるのではないかと、価格がある程度安定してくると、元請の方々も、より良い業者に出していき、品質で競争すべきだというような形の枠組みをつくったとおっしゃっておられましたので、これが企業に見える化、また職人のレベルの評

価につながり、これでCCUSしっかりと運営されてくると思います。

これから基本問題小委員会のほうに下りてしっかり協議をされるということですので、私も委員に選んでいただいていますので、そのような形で正しい競争になるように、エンドユーザーの方々に理解が得られるような競争環境になるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大久保会長】 岩田委員、ありがとうございました。

品質で競争するという、本来の競争のあるべき姿に関する話を頂戴しました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、小倉委員、よろしくお願いいたします。

【小倉委員】 全建総連の小倉でございます。私からは、2点について意見を申し述べさせていただきます。

1点目は、資料1の3ページ以降にあります建設業の賃金引上げに向けた取組についてであります。

建設技能労働者の賃金水準につきましては、公共工事設計労務単価の11年連続の引上げや、ダンピング対策の徹底などにより、上昇傾向にはあるものの、とりわけ小規模の事業者には雇用されている労働者などには十分行き渡っていない、そのように認識をしているところであります。

また、建設技能労働者数の減少が、近年、顕在化、鮮明化してきておりますけれども、他産業との人材獲得競争が激化をしている中において、CCUSを活用した技能労働者のさらなる処遇改善や担い手確保・育成は、まさに焦眉の急であると思っております。魅力ある建設産業の実現に向けても、CCUSの普及促進も併せて官民連携を一層密に、ありとあらゆる施策を総動員する必要があるのではないか、そのように強く感じているところであります。

2点目は、長橋局長の挨拶でも触れられておりました資料1の50ページにあります持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言についてであります。

昨年8月以降、資材価格変動に対応しやすい契約や、技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策、賃金を下支えする仕組みなどについて検討がされてきたと承知をしておりますが、今般公表されました提言におきましては、業界が抱える長年の懸案の打開に向けて相当踏み込んだ内容になっていると理解をしておりますし、各業界団体、企業におきましても、非常に重く受け止めるべきものと認識をしているところであります。

資料2に記載されております5月以降の基本問題小委員会におきましても、提言に沿う形での具体化に向けて建設的な議論がされることを期待しているところであります。

以上、2点について、発言をさせていただきました。

【大久保会長】 小倉委員、ありがとうございました。

全体としては賃上げのトレンドにあるが、その上昇の仕方には跛行性があり、CCUSをさらに活用していく必要があるという話と、環境整備検討会の提言に関する話の2点につき、御発言を頂戴しました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

西野委員、よろしくお願ひします。

【西野委員】 京都大学の西野と申します。

この持続可能な建設業に向けた環境整備検討会に委員として参加させていただいておりました。今、いろいろな立場の方から、この検討会での提言について、おおむね賛意というか、この方向で進めてほしいという御意見をいただいたものと思っております。

ただ、これは、供給側だけに利益があるとか、歓迎すべきというものではなくて、これを本当に進めていけば、発注側にとってもメリットのあるものだと私自身は理解しております。

例えば、工事価格が安定することで、発注者側についても質の高いものを造っている発注者が評価され、また、利益が出せることにもつながると思いますし、工事価格が安定することで、より確実性の高い事業計画を立てられるということにもつながっていくかと思ひます。

ですので、発注者対受注者という対立構造ですとか、また、受注者側・供給側だけが盛り上がるということではなくて、質の競争という意味では、発注者の方々の中でも質の競争をしていき、その質の競争にとって、この検討会の提言、それから、それを踏まえてつくっていく制度やガイドラインが、発注者にとってもメリットがあるというようなことで進めていければと思っております。

発注者の立場の方々にも、それから広く建設業界外の方々にも御理解をいただき、より付加価値の高い社会資本をつくっていく、そしてその基盤をつくっていくために、引き続き私も尽力していければと思っておりますので、発注者の皆様にも受注者の立場の皆様にも引き続き御協力いただきたいと思っております。

以上です。

【大久保会長】 西野委員、ありがとうございました。

ただいま「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の委員としてのご発言として、発注者、受注者、両サイドにとってのメリットをしっかりと作り、実効性ある取組を今後も進めていくとったお話をいただきました。

ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

本件、報告事項でございますが、今、各委員の皆様から、幅広い観点からの御意見や、新たに取り組むべき課題に関する問題認識等をいただきました。頂戴したご意見は、今後、事務局における検討の中で、ぜひとも参考にしていただきたくお願いします。

それでは続きまして、議事の（４）に移ります。先ほども話に出ておりました、基本問題小委員会の再開について、事務局より御報告をお願いいたします。

【御手洗建設業政策企画官】 国土交通省建設業課、御手洗でございます。

資料２を御覧いただければと存じます。

まず１ページでございますけれども、今現在開催してございます中央建設業審議会と、社会資本整備審議会の産業分科会建設部会にぶら下がる会議といたしまして、基本問題小委員会を設置してございます。現在、最新の委員としては、下記記載の皆様方を予定してございますけれども、先ほど御報告申し上げました、また、委員の皆様方から先ほど御意見いただきましたものも踏まえまして、制度の具体的な制度設計については、こちらの基本問題小委員会で議論をさせていただきたいと考えてございます。

具体的に、過去に、５年前、新・担い手３法を令和元年に改正させていただいた際、２ページでございますけれども、左から２番目にございます「建設産業政策２０１７＋１０」とりまとめ」というものを建設産業政策会議という有識者の会議において取りまとめいただきました。それを受けまして、中央建設業審議会を平成２９年７月に開催させていただきまして、その後、この基本問題小委員会で御議論いただいております。

その中間取りまとめにおきまして、具体の制度改正すべき論点ですとか、具体の制度の枠組みにつきまして取りまとめいただいております。それを中央建設業審議会にお諮りした上で、具体の制度改正、すなわち、前回で言えば、新・担い手３法の改正につなげていったという形でございます。

ですので、今回も同様の形を考えてございまして、３ページを御覧いただければと存じますが、まず、先ほどの「２０１７＋１０」に相当するものとしたしまして、先ほど御紹介申

し上げました環境整備検討会の取りまとめがございまして、今回、本日の、4月18日開催の中央建設業審議会をキックオフといたしまして、5月、来月から8月にかけて、基本問題小委員会におきまして、個別の論点について制度の方向性を御議論いただく予定でございます。

その上で、制度の枠組みにつきまして中間取りまとめをいただきまして、9月頃に、また中央建設業審議会、本会でお諮りさせていただいた上で、必要な制度改正を行っていきたいというふうに考えてございますので、何とぞよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

基本問題小委員会の開催及びその審議のスケジュール等につきまして、ご説明をいただきました。

本件につきまして、皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

【谷澤委員】 よろしいでしょうか。

【大久保会長】 それでは、谷澤委員お願い致します。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。

今、委員の方々から、いろいろ御意見もありましたし、前回の審議会でも、少し申し上げましたが、発注者側の立場として、この基本問題小委員会での議論について、こんな形で議論をしていただきたいという要望を申し上げさせていただければと思います。

まず、あくまで民間工事の話ではありますけれども、民間工事というのは、一般的には、受注者から提示された工法、金額、あるいは、これだけ物昇が進んでおりますので、バリューエンジニアリングやコストダウン、さらに営業上の論点など、いろいろなところをまず協議して、その価格をもとに受発注者間で請負契約、しかも総価一括での請負契約という形で契約を結んで着工しております。

こうしたプロセスを踏んで来ておりますので、着工後に物昇があったということで契約金額の変更を求められるというのは、非常にゆゆしき問題であると捉えております。

ただ、もちろんそれに一切応えないということではなくて、もちろん協議には応じておりますけれども、一旦十分に協議をして、その事業の成立性を検証した上で請負契約を結んで発注しているというプロセスを踏んでいるというところをご理解をいただければと思います。

仮に、物価上昇を認める、認めないという議論を行う場合には、透明性の高い協議プロセ

ス、これが非常に重要だと思っております。ただ、総価一括で発注しますので、もうそれこそ何千何万という項目がある中で、それらを何を基準にどうやって変動させるかという辺りを決めるのは非常に難しいと思っております。

もちろん総論として、建設技能労働者の賃金の引上げや持続可能性ということに関しては十分理解しておりますけれども、こういった状況を踏まえて、請負契約を結んで工事を進めているということは御理解いただきたいと思っております。さらに加えて言うと、例えば、市街地再開発事業においては、権利変換計画で、地権者等に返す床が決まっている状況の中で、後から工事費が上がるということになりますと、その時点で再開発事業の組合員の方々に、それを転嫁することは不可能になりますので、事業が止まってしまうか、もしくは我々発注者がそれを全て負担するということにならざるを得ない状況にもなりますので、そういった状況を踏まえて、まずは受発注者間で協議がしやすいような仕組みづくりといいいますか、そういったことを基本問題小委員会で議論をしていただけると良いのではないかと思っております。

あくまで、受発注者双方がパートナーであるということは十分理解しておりますので、双方で協議しやすい環境づくりというものが必要なのではないかと思います。

以上です。

【大久保会長】 谷澤委員、ありがとうございました。

ただいま発注者の立場から、今後の小委員会での検討に対する御要望ということで、受発注者間で協議をしやすい仕組みづくりの必要性についてお話をいただきました。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】 では、お願いします。

【大久保会長】 佐藤委員、よろしくお願いします。

【佐藤委員】 東京電力の佐藤です。

同様に、発注者の中でも、広域的な事業を営んでおります立場として、2点、コメントをさせていただこうと思います。

まず1点は、発注者といえども、受注をしていただいている建設業の皆様と常に共同改善というものを、私ども、今やっております。その改善で上がった便益といいいますか、メリットについては、現在、受注をされる皆様とそこはシェアをするというような考えを持って、共同で改善を進めていくという強いスタンスで臨んでいるわけですが、そういう改善を進めていながらも、結果として、2点目なんです、公益的な業務をやっていると、

結果、消費者の皆様もしくは国民の皆様には御負担をいただくというようなケースなどもございます。昨今、世の中の風潮としまして、やはり資機材の高騰、それから労務費単価の高騰ということに対しての社会の認知度がとても上がってきているということもございまして、国民の皆様への御理解も得やすい状況になっているということは十分理解しておりますので、最終御負担をされる消費者の皆様にも、建設業の今置かれている状況も含めての啓蒙活動、理解活動というものがとても重要だと思いますので、ぜひその観点も御議論いただければと思います。

以上です。

【大久保会長】 佐藤委員、ありがとうございました。

公益的な業務を担う発注者という立場から、発注者、受注者、両サイドで共同改善をしていくということ、また、様々な形の結果が、消費者や国民の皆様にも波及していくということ踏まえた上で、幅広く啓蒙活動を進めていくことも重要であるというお話を頂戴いたしました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、宮本委員、よろしくお願いします。

【宮本委員】 ありがとうございます。この基本問題小委員会での審議につきましては、環境整備検討会における提言を早期に実現するために大変迅速な御対応をいただいたというふうに考えておまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。

そういう中で、先ほど谷澤委員と佐藤委員からお話がございましたけれども、私どもは受注者の立場にいるわけですが、実は協力業者に対しては発注者の立場になるわけでありまして、両方の立場を持っているわけですが、やはり私どもとしては、いくら我々が頑張っても、実際に働いてくれる人がいなければ何もできないわけです。

そうすると、そこが持続可能かどうかということは、若い人が入ってこられるかどうかというところにかかっているわけでありまして、そのために様々な問題について、いろいろ提起をしてきたところであります。

そういう中で、私どもも、発注者の方々と対立しようというような考えは毛頭なく、先ほどからパートナーシップというお話をいただいているのが大変ありがたいことだと思っており、ぜひ協議をさせていただきたいと考えているところであります。先ほど、協議をしたいというお話もいただきましたが、その協議をしていただく場がきちんと確保される、担保されるということが必要でありまして、現時点における契約内容にはその辺が入っていない

いものが多いということを懸念しております。

誤解がないように申し上げますと、現実に昨今の物価上昇、価格上昇について、いろいろお願いに上がって、決して全く話を聞いていただけないということではありません。しかし、話を聞いていただいていると思いますが、いただけていない場合もあるし、あるいはいただけていても、ちゃんと答えが返ってこないということがあつたりするものですから、まだまだその辺は不十分だということで、この環境整備検討会の提言に基づき、きちんと何らかの形で決め事をつくっていただけることを、我々としては期待しているところであります。

確かに予算から逸脱するということは大変なことだということにはよく分かっておりますが、そこで生じたリスクについて、受注者だけが負担するというのは、やはりおかしいであろうというのが我々の考えでございます。受発注者の双方がWin-Winの関係と、私どもはよく申し上げますけれども、双方が協議をして、そこでどう解決をしていくのかという場が、今後きちんと設定されればと思っております。小委員会における制度改正等の議論についても、私どもとしても御意見を申し上げたいと思っておりますし、その辺についても御配慮いただければ大変ありがたいと思っております。

【大久保会長】 宮本委員、ありがとうございました。

建設業は、まさに国や社会のために必要不可欠な業務ですので、それをいかに持続可能なものにするかという点では、様々な環境変化に対して、発注者、受注者双方で協議をしていくことが重要というお話を頂戴いたしました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ただ今、本件に関して、非常に様々な立場から多様な御意見を頂戴いたしました。本件も報告事項ではございますが、委員の方からいただきました様々な御意見につきましては、事務局において、ぜひ今後の検討の参考にしていただきたくお願いします。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。

進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（児玉）】 ありがとうございます。

このほか国土交通省側から何か御発言等はございますでしょうか。

【岩下建設業課長】 本日は、お忙しいところ、いろいろな御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。建設業務を巡る状況、いろいろ変わっていていますし、担い手確保という観点から、持続可能にどうしていくべきかというような議論で、いろいろな議論をいただいていたと思いますし、その中で、やはり受発注者双方、パートナーとして、それぞ



れがそれぞれの立場の中で信頼関係を構築していけるような契約関係、そして今まで請負というような形ではあったものの、少しそういったところの透明性を確保しながら信頼関係をつくっていける、そういう環境をつくっていくための制度改正みたいなことを今日も御議論いただいたのだらうと受け止めております。

本日いただいた御意見をしっかり事務局で受け止めさせていただいて、先ほどありましたように、基本問題小委員会のほうで、さらに実務的なお話といたしますか、実効性確保等々に向けた検討を深めていって、また、この委員会で御報告させていただけるような形で進めさせていただければ、大変ありがたいと思います。

本日は、本当に活発な御意見をいただき、ありがとうございました。

【事務局（児玉）】 このほか、よろしいでしょうか。

【長橋不動産・建設経済局長】 本日は、本当にいろいろな御意見をいただき、ありがとうございました。ここまでは、いろいろ方向性は資料にしておりますけれども、これを具体的な施策に持っていくのはなかなか難しいと思っております、やはり長年の商慣行みたいなものの考え方も含めて、変えていくようなことをしていかないと委員の皆様から言われたとおりであると考えております。

また、パートナーシップという考え方はすごく良いですけれども、実際やはり建設業、今、480万ぐらいのうち300万人の技能労働者が、この後どうなっていくかということも考えた上で持続的な建設業に持っていくことを考えると、今のままだとなかなかいけないという御意見も、今回の検討会の先生方からいろいろいただきまして、議論の方向をスタートしようということですが、実際、いろいろな立場でビジネスをされている場合に、それぞれ考え方は当然立場があるので、それをどのようにみんなで理解をしながら建設業を将来的にも持続可能なものにして、国土をちゃんと守っていくための体制をどうしていくかということ、よく小委員会の中では踏み込んで議論をしていきたいと思っております。

引き続き小委員会でもお世話になる先生方もいらっしゃいますし、楠先生には検討会から引き続きでいろいろ御負担をかけますけれども、ぜひ実りある成果が最後に出ますように、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局（児玉）】 それでは、よろしいでしょうか。

これをもちまして散会とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —